

ご契約者の要支援度に応じて異なります。)

☆基本サービス

単位：円

区分	基本料金利用者負担額 1割(月額)	サービス提供体制強 化加算(Ⅰ)イ(月額)	処遇改善加算・介護 職員等特定処遇改善 加算(Ⅰ)(月額)	合 計
要支援1	1,655円	72円	102円+21円	1,850円
要支援2	3,393円	144円	209円+42円	3,788円

区分	基本料金利用者負担額 2割(月額)	サービス提供体制強 化加算(Ⅰ)イ(月額)	処遇改善加算・介護 職員等特定処遇改善 加算(Ⅰ)(月額)	合 計
要支援1	3,310円	144円	204円+42円	3,700円
要支援2	6,786円	288円	418円+84円	7,576円

※上記表示以外に利用者負担3割の場合もあります。

※送迎・入浴は基本料金に含まれています。

※処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算について、介護職員の処遇改善に要する加算です。(月の所定料金へ59/1,000円、12/1,000円を乗じた金額が加わります。)この金額は、介護保険の法定料金に基づく金額です。

☆ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援等の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、第1号通所事業計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。(下記(2)①参照)

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆社会福祉法人による利用者負担軽減制度について

低所得者で生計が困難である方及び生活保護受給者は、申請により介護サービス費、食費の利用者負担が軽減される場合があります。詳しくは支援相談員にご相談下さい。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第6条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 介護保険給付の支給限度額を超える第1号通所事業(国基準通所型サービス)の利用

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

② 食事の提供にかかる費用

☆共通的服务

「地域密着型通所介護費（5～6時間未満）の場合」

（単位：円）

	利用者負担額		サービス提供体制強化加算（1）イ		入浴加算	
	1割	2割	1割	2割	1割	2割
要介護1	645	1,290	18	36	50	100
要介護2	761	1,522				
要介護3	879	1,758				
要介護4	995	1,990				
要介護5	1,113	2,226				

※上記表示以外に利用者負担3割の場合もあります。

*上記金額に処遇改善加算が月の所定料金へ59/1,000円を乗じた金額が加わります。また介護職員等特定処遇改善加算12/1,000円を乗じた金額が加わります。

*この金額は、介護保険の法定料金に基づく金額です。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 食事の提供にかかる費用

ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

料金：1回あたり500円（おやつ代含）食事無しの方はおやつ代1回 50円

②レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

材料費等は無料です。

☆やむを得ない事由がある場合に限り、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。